令和８年度　第１回　山梨県森林環境保全基金運営協議会

第１　日時：令和８年１０月２２日（木）午後２時３０分～

第２　場所：恩賜林記念館 大会議室

第３　出席者（敬称略）

（委　員）佐野さとえ、志澤美香、白石則彦、早川禮史、原二士夫、渡辺節子（五十音順）

（事務局）長田森林環境部次長、英賀森林環境部技監、堀内森林環境部参事、
水上森林環境政策課長、江俣森林整備課長、伊川林業振興課長、
水口税務課長、長池森林総合研究所副所長、
森林環境政策課企画担当（４名）

第４　傍聴者の数　０名

第５　会議次第

１　開会

２　あいさつ

３　議事

（１）令和７年度事業について　（資料１）

（２）令和８年度事業について　（資料２）

（３）基金の管理状況について　（資料３）

（４）事業効果の検証について　（資料４）

（５）森林環境保全基金事業第４期計画の方向性について　（資料５）

（６）その他

４　閉会

第６　議事の概要

○座長

それでは議事に入ります。

議事（１）から（３）までは関連しておりますので、一括して事務局からご説明をお願いいたします。

○森林環境政策課長　資料１、資料２、資料３説明

○座長
　ありがとうございました。ただいま資料３までの説明が終わりました。委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら発言をお願いいたします。

○委員
　令和７年度事業については理解しました。令和８年度事業についてお伺いします。多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりの施策の中で３つの事業について、現在、山梨県内ではナラ枯れがかなり進行しており、このナラ枯れ被害への対策となる事業や予算は、この森林環境保全基金事業の中には含まれないのでしょうか。

○森林整備課長
　ナラ枯れ対策につきましては、国の補助金制度があり、その制度を活用して対応しています。そのため、本基金事業では実施しておりません。

○委員
　森林環境税を活用して森林整備を進めていただいていますが、ナラ枯れが急速に進みすぎていて、対策が追いついていないように感じます。今後はこうした分野にも支援があっても良いのではないかと思います。

○森林整備課長
　現状では国の補助金制度を活用しており、必要な予算も確保できている状況です。ただし、今後の状況によっては検討が必要になる可能性もあると考えております。

○座長
　県産材の建築材への助成について、県産材であることが条件となっていますが、トレーサビリティということも絡むことかと思いますが、何を持って県産材の確認をしているでしょうか。

○林業振興課長
　県産材につきましては県産材の認証制度がございまして、その中で木材の合法性や生産地の特定を確認しています。

○座長
　荒廃森林再生事業について、現在、第３期ということですが、事業実施面積が第１期、第２期と進むごとに減少しているように見受けられます。先程の説明のとおり単価上昇や燃料費高騰等の要因もあると思いますが、例えば対象地の選定が難しくなっていることや、まとまった面積の確保が難しくなっているといった事情があるでしょうか。対象箇所について今後の見通しも含めて教えてください。

○森林整備課長
　事業実施に当たっては森林所有者との協定締結が必要ですが、近年は、不在村つまり県外在住者の増加や、相続手続きが十分行われていないケースも増えてきております。そういった背景から森林所有者の同意取得が難しくなっています。また、事業対象地が奥地化しており、境界確認などにも多くの労力を要していることから、今の時点ではＶ字回復していくとは言えない状況です。
　さらに林業労働力の問題もあり、先程、委員からの御指摘のとおりナラ枯れが急速に拡大しており、その対策に林業労働力が割かれていることもあり、これら複数の要因が重なっている状況ですが、今後も課題解決に向けて取り組んでいきます。

○委員
　広葉樹の森づくり推進事業について、令和７年度に７ha の目標に対して３ha が年度内完成、次年度へ繰越４ha となっており、令和８年度の事業量と合わせて９ha となっていると思いますが、今年度の具体的な見通しを教えてください。

○森林整備課長
　広葉樹の森づくり推進事業は、伐採後に天然更新を期待したものの更新がうまく進まなかった森林について、土地自体の問題であったり、シカなどの野生動物による食害によるものであったり、そういった課題のある箇所を対象に、本来目指す森林を育てていくことを目的としています。
　一定の事業量の目処はあるものの、「更新がうまくいかなかった森林」が対象であるため、どうしても年によって事業量が変動してしまう状況であります。

○座長
　他に、委員の皆さんから御意見、御質問ございませんか。
　特にないようですので、次に議事の４番「事業効果の検証」について事務局からご説明をお願いいたします。

○森林総合研究所　副所長　資料４、資料４－１説明

○座長
　ご説明ありがとうございました。
　ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○座長
　広葉樹の植栽箇所２箇所で、だいぶ差が出ているようですが、自然環境や立地条件で何か違いがありますか。

○森林総合研究所　副所長
　樹高が鈍化しているのは山梨市の峡東地域の箇所であり、もう１箇所の富士川町と比較するとシカの生息密度が高い。従って防護ネットの補修を行っているものの、補修しても被害が続いている状況であり、そのために成長に差が出てしまっている。

○委員
　シカ対策ですけれども、ネット以外に何か対策はしているでしょうか。また森林環境保全基金事業でそういったシカ対策に対する予算はあるでしょうか。

○森林整備課長
　シカ対策の方法としては、苗木一本一本にネットをかけるものと、植栽箇所の周囲全体に柵を設けて囲ってしまう方法が多いです。その他にも、ある程度育ったものに対しては、樹皮を食べられないよう、幹の周囲に取り付けるものがあります。また最近はあまり使用しておりませんが、シカが嫌う忌避剤を散布する方法もあります。
　森林環境保全基金事業では、ネットや柵による獣害防除を実施しています。

○座長
　広葉樹の森づくり推進事業について、先程の説明では、皆伐した後、天然更新を期待した箇所について、うまく更新できなかった箇所が対象であるということでしたが、これは県有林ではなく、私有林が対象ですが、この事業の対象地はどのような方法で選ばれるのでしょうか。

○森林整備課長
　広葉樹の森づくり推進事業だけでなく、その他の事業も同じですが、主に地元の森林組合など事業者が協定締結も含めて事業対象地を選定する形となっています。

○座長
　この事業は、県の森林環境保全基金が財源ですが、個人所有地に植林することとなりますよね。その場合、将来伐採する時期を迎えた時に、成林した林木の所有者の権利の制限など予め決まっているでしょうか。

○森林整備課長
　いずれの事業においても、一定期間主伐、つまり伐採をしないという内容の協定を締結しています。ただし、未来永劫ということも現実的ではないので、一定期間の公益的機能を担保する主旨で、広葉樹の森づくり推進事業では３０年間の皆伐や表土を流出させるような行為を制限しています。また、４０年間は森林以外に転用しないような協定内容となっています。

○委員
　森林所有者の方が、木が成長して自分では何もできなかったり、受け継いでどうして良いか分からなかったり、そういった方々にとって、こういった事業を活用してもらえば、とても助かるなと思いますし、そういうためにこの事業があるのかなと感じていますが、県民の人たちにもう少し分かりやすく、伝えられたら良いのにと思います。せっかくここまでいろいろ調査されてきているので、山梨県として森林環境保全基金事業のこういった取り組みを県民の皆さんに伝えられたら、自分の森林にももう少し興味をもってもらえるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○森林環境政策課長
　先程も説明させていただきましたが、今回、森林環境保全基金事業の様々な取り組みについては、ＰＲ活動、情報誌である「木もれ日」であるとかデジタルサイネージなどを通じて県民の皆様方に税金を御負担いただいている県民の皆さん方に分かりやすい情報発信をしていくことを考えておりますので、今回、御意見を頂戴いたしましたので、そういった視点も加味しながら情報発信を続けて参りたいと考えております。

○座長
　他に、委員の皆さんから御意見、御質問ございませんか。
　特にないようですので、次に議事の５番「森林環境保全基金事業第４期計画の方向性について」について事務局からご説明をお願いいたします。

○森林環境政策課長　資料５説明

○座長
　ご説明ありがとうございました。
　ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○委員
　最近、関心があることというと、メディアでも多く取り上げられているのはクマの被害ですが、今までもクマの出没はあったけれども、それがあまり表に出なかったということなのか、それとも最近クマが出没するようになったのか、主な理由が分かるようであれば教えてください。

○森林総合研究所　副所長
　クマにつきましては、非常に難しい問題だと思っております。実は県内にクマがどのくらいいるのか数えることが難しい。昨年度、他の所属で山梨県内のクマの生息数を調べたところ、前回調査時に比べて倍近い数となりましたが、調査方法が違うため、数が増えて

いる可能性は高いですが、実際に倍近い数になっていると結論づけるには難しい状況です。
　また、昨今の、特に東北地方でのクマの異常な出没情報に、皆さんクマへの関心が高まることによって、クマを見たという警察や行政機関への通報の数が増えています。もちろん、実際に目撃している数も増えている可能性もありますが、今までクマを見ても通報しなかったけれども、ここ数年の流れの中で見つけたら通報しようとすることもあり、通報件数の増加とクマの数の増加の関係の解釈はなかなか難しいところです。
　もう１点、付け加えさせていただきますと、実は通報の中でも誤報というか、昼間の鮮明な時間でクマの姿を見ればクマだと皆さん分かると思いますが、薄暗い時間帯、朝早い時間帯ですと、クマに似たような動物でも、黒っぽい動物がいると通報してしまうということもあります。
　クマは山の中にいてもらいたい動物で、町の中には出てこないことによって、人とクマとの共生を図ることがお互いにとって一番望ましい姿だと思いますが、クマが人里近くでおいしいものを知ってしまったクマが増えてきている可能性は否めないのではないかと思います。そういうクマが増えてしまうと人間とクマの不幸な関係に繋がってしまいますので、やはり人間側としてはクマが山に帰ってもらうような政策を進めていかなければならないと思います。

〇委員
　森林環境税について、県と国とそれぞれ取り組みの違いがあることを初めて知りました。国税では担い手対策として、林業の担い手の確保・育成や農林大学校の運営とありますが、なかなか林業に就く人が少なかったり、林業業界自体の年収が他産業に比べて低かったり、５０万円から１００万円以上違うと言われているところで、若い人たちが就きにくい業界ですので、国税だけでなく、県税でも活用できる部分があればお願いしたい。少しでも他産業に比べて平均年収が追いついていくようになれば非常にありがたいと思います。特に峡東方面では、今の林業経営者世代で、後継者となる次の世代がいない会社が何社もあります。当組合の中でも毎年１社から２社、会社の数自体も減っており、従事者も減っているので、県としても少しでも担い手対策に手厚くしてもらえればと思います。よろしくお願いします。

〇林業振興課長
　担い手対策については、委員御指摘のあったとおり、非常に厳しい状況であります。新規就業者数は本県では概ね４０人前後で推移しておりまして、特に増えたり減ったりはしていない状況です。そして委員御指摘のとおり、他産業に比べてそもそも賃金が低い、年収で１００万円ほど違いがあります。また林業の現場というのは非常に危険であり、他産業に比べて死傷率が非常に高くなっています。もう１つ林業の特徴としましては、他産業と比べて異なる点として季節性労働であるということで、なかなか通年雇用が進まないこともあって、就業継続の不安があることから就業意欲が高まらない一つの要因となっています。

新規就業者の確保に向けては、林業の魅力を伝えていかなければならないこと、また先程申し上げた収益性の確保を目指していかなければなりません。林業はこれまで人力が中心で、危険な作業を伴うもの、労働負荷が高く、労働生産性が低い状況でありましたが、今後はさらに機械化を進めることや林業従事者のスキルアップを図ることで、収益向上につなげていくことが今一番の課題と考えているところです。

財源につきましては、国の補助事業等を活用しまして、こういった取り組みを継続していきたいと考えております。

〇委員

私は法人会という組織で、子供達に「租税教室」という形で、税金の大切さやどういった使い道があるのかなどを実際に学校に伺って出前授業をさせていただいておりますが、昨年から協議会へ参加させていただいておりますけれど、この森林環境譲与税というものが存在していることを今知ったところで、たいへんお恥ずかしい話ですけれども、森林環境譲与税は年間１，０００円徴収しているというものですが、これはどういった形で納税しているのか、教えていただければ、今後小学生にまた教えられるかと考えております。

〇森林環境政策課長

森林環境譲与税は国の税金ということになりますが、個人への課税となっておりまして、年額一人当たり１，０００円徴収しているもので、実際の徴収は令和６年度から開始されております。制度自体は令和元年度から始まっておりまして、そちらは国の資金を活用して先行して事業を実施しているところでございます。実際に皆様から税金を御負担いただいているのは令和６年度からになりまして、森林環境譲与税は国から都道府県、そして市町村の方に譲与を行いまして事業を実施しているところです。

〇委員

それぞれ、１，０００円。

〇森林環境政策課長

補足になりますが、県の森林環境税ですが、県民税の均等割に５００円御負担いただいており、国の森林環境譲与税につきましてはプラス１，０００円となっておりまして、国と県を合わせて１，５００円、個人には御負担いただいている形になっております。

〇座長

ただいま質問のありました森林環境税ですけれども、難しいところがありますけれど、林野庁的には国から県へ、県から市町村へ森林に関する権限の委譲に伴って、その財源として国の森林環境譲与税が県と市町村に配分されたという背景があります。

この国の予算は実はかなり特殊な予算でして、国税だけれども使途が決まっているものです。普通、国税というと例えば相続税や法人税、所得税で薄く広く徴収して、使途は決

まっていません。国から交付金という形で県へ配分されていますが、県に降りてきた交付金は県の裁量で使途が決まりますが、この国の森林環境譲与税は使途が決まっています。「森林整備」、「人材育成」、「木材利用の促進」となっています。

なぜ権限と財源を県や市町村に下ろしたかというと、国としては戦後荒廃した森林を、資源造成、防災としての国土緑化を目的として森林整備を進めてきました。その結果、ほぼ当初の目的を果たしたということを国は考えています。一方、地域は林業をどんどん進めていこうという林業地域と、都市と比較的近くて森林整備を進めて、林業よりはむしろ森林の価値を活用していこう地域と、森林に対する取り組みが地域によって違うので、それぞれの地域で財源をうまく使ってくださいということで、森林環境譲与税が県と市町村へ下ろされています。

この森林環境譲与税は大きな枠はありますけれど、比較的自由に使うことができる。だからこそ、森林経営管理制度と言いまして、個人の所有者が自分で管理できない森林は、市町村に預けて管理を任せるという制度があり、そのための財源も含めて、市町村に権限が下ろされています。

先程広葉樹の森づくり推進事業でも協定期間３０年間という話がありましたが、昭和中期の森林資源造成時代から３０年から５０年が経過して、日本の人工林資源は成熟しており、利用していかなければならない時期となりましたが、この３０年から５０年の間に小規模な所有者は、生まれた地域を離れてしまって森林の管理に直接関わることがなくなり、森林から意識が離れてしまったと言われています。そのため、森林所有者個人に森林管理の責任を持たせることは不可能ということで、国がなるべく身近なところで管理してもらいたいということから、森林環境譲与税を含め、財源をなるべく現場に近いところへ下ろしたということです。

実は、今のいわゆる造林補助金、林野公共事業予算と表裏一体になっていまして、戦後の森林資源造成時代に作られた森林が５０年生、７０年生になって軟着陸させるところと、循環利用していくところに地域でゾーニングしていくような動きがあります。軟着陸させるところは、人手のかからない、例えば針広混交林など天然林に戻していく。そして循環利用していくところは、きちんと林業を営んでいくという方向性だと思います。今、まさしくゾーニングをして、森林所有者の意向を含めて、後継者も含めて、循環利用と軟着陸させていく地域と分けていく時代なのだと思います。そういう背景から林野庁では、森林環境譲与税の使途をかなりおおらかに人材育成や森林整備に使ってくださいとしています。

今後、人工林資源が成熟していった時は、いわゆる造林補助金、林野公共事業費は間違いなく減っていくと思います。減ってしまったその分は、地域で自立的に、自ら設計しながら森林整備を進めていくことを期待して、財源と権限が市町村に下ろされたものと思います。

山梨県の場合は、比較的早くから独自財源としての県税・森林環境税を徴収して、森林整備に当たってきましたので、国との事業の仕分けをしなければならない。そうしないと県民への説明がありますので、今回のように第４期計画に向かって、説明できるように仕

分けようということで、このような対比を県の方で考えたものだと思いますが、以上のような背景があります。
　今回、資料を拝見して、今まで専ら荒廃森林再生事業は間伐を実施し、森林整備をしていこうということでしたが、今回は木材利用も多少あり、まさしく、これから最後の５年間で軟着陸させていくのか、循環利用していくのかという点も自ずと分かれていくようになるのではないかと思います。林業労働者や事業体、森林所有者の意向、もちろん市町村の計画とか様々なものがあって、県としては、それを後押しするような森林整備と木材利用、今回は木材利用も含む要素が組み込まれていると思いますが、林業をやって、伐って、植えて、育てて、使うという循環利用も、今回は方向付けされているのが読み取れると私は思いました。
　大学の講義みたいになってしまいましたが、今回から初めて加わった委員の方々ですと、その辺の背景が分からないと非常に難しいですよね。
　独自財源をもっている県が今、３０数県あったと思いますが、それぞれ県で工夫していまして、大都市に近い県もあれば、本当に奥山だから林業をやっていかなくちゃならない自治体もある。今後は、地域で森林との関わりを考えてほしい。そして国の補助金、造林補助金の予算は、これから徐々に減っていくのではないかと私は考えています。

〇森林環境部次長
　今お話いただいて、非常に分かりやすくて我々も勉強になると思いました。早川委員のおっしゃるとおり、先程から説明しておりますが、県の森林環境税というものが先行して始まって、その後、国の森林環境税が始まりました。この時、これはもう県税はやめてもいいじゃないか、という議論も全国でありました。しかし、それぞれの役割分担があるということで、先程御説明したとおり、県税と国税を使って山梨県の森林を守っていきましょうということで、まさに座長のおっしゃるとおり、今後の山梨県の森林をどうしていこうかというところが今回ここで御議論いただいている大事な計画になりますので、ぜひ委員の皆様におかれましては、そういう観点でいろいろ御意見等をいただきまして、この第４期計画が１０年後の山梨県の森林のあり方を示していることになりますので、ぜひ今後とも忌憚のない御意見をいただければと思います。
　補足になりますが、今ここで資料を御覧になってすぐにということもなかなか難しいと思いますので、この協議会が終わった後でも、御意見や何か良いアイディアがあれば、どんどん担当に言っていただいて、計画の中に取り込めるものは取り込んでいきたいと思います。今後、そのように進めさせていただければと思います。

〇座長
　国の森林環境税もそうですが、人材育成の中に森林環境教育という要素も入っていますよね。子供たちへの森林教育だけでなく、大人の方々も森林に親しんでもらうということで含まれており、そういった観点からの企画もありますよね。それから山梨県は東京から非常に近くて、富士山を含めて非常に多様な自然の豊かな県ですよね。今回あまり話題に

出ていませんでしたけれども、ソフトバンクの企業のふるさと納税８，０００万円ですね、そういった、例えば企業様が山梨県の森林を使っていろいろな社員教育をやったり、地域貢献をやったり、そういった使いやすい立地にあります。高速道路があったり、中央線があったり、そういう点では立地を活かして、関係人口を増やしていただくようなことも大いにありだと思いますので、皆さんの、住んでおられる方のいろいろな、そして率直なお知恵を出していただければと思います。

今回、初めての委員の方もいらっしゃいまして、なかなか考えて何か発言するというのはハードルが高いとは思いますけれども、それぞれ皆さん、森林との関わりに興味があって参加していただいていると思いますので、その他も含めて、今日の気になったところも含めて、何か感想でも結構ですよね。何か一言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

特に議題に上がっていないことも含めて、その他の中で、県の森林政策全般でも結構ですので、何かございましたら発言をお願いします。

それでは事務局の方から何か追加や、あるいは御説明等加えていただくことはございますか。

委員の皆さんから特に確認はよろしいでしょうか。それでは大体意見も出尽くしたようですので、これにて議事を終わりにしたいと思います。委員の皆様には議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

〇司会

座長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重な御意見をいただき、本当にありがとうございました。今後のスケジュールをお話させていただきますが、例年ですと、この森林環境保全基金事業運営協議会は、年１回ほど開催しております。ただし今年は、今回の議題にありました次期計画の策定の年となっておりますので、本日はその方向性を委員の皆様にお示しさせていただきました。あともう１回ですね、素案の内容ができあがりましたら皆様にもう一度御意見伺いたいと考えております。また素案をまとめたところで、県民への意見をもらうパブリックコメントを予定しております。そういったものの意見を踏まえながら年度内に次期計画を策定する方向で考えております。またもう一度開催する時は、令和７年度事業の箇所ごとの実績も御報告させていただきたいと考えております。

以上をもちまして、令和８年度第１回森林環境保全基金運営協議会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上